

---

平成29年 第86回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 5 日）

平成29年12月20日（水曜日）

---

議事日程（第 5 号）

平成29年12月20日 午前 9 時開議

- 日程第 1 議案第97号 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3号）について
- 日程第 2 議案第98号 平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2号）について
- 日程第 3 議案第99号 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 3号）について
- 日程第 4 議案第 100号 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 3号）について
- 日程第 5 議案第 101号 平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 3号）について
- 日程第 6 議案第 102号 平成29年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 2号）について
- 日程第 7 議案第 103号 平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2号）について
- 日程第 8 議案第 104号 平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2号）について
- 日程第 9 議案第 105号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 106号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 107号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 108号 平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第 7号）について
- 日程第13 議案第 109号 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4号）について
- 日程第14 議案第 110号 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 4号）について
- 日程第15 議案第 111号 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 4号）について
- 日程第16 議案第 112号 平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 4号）について
- 日程第17 議案第 113号 平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2号）

について

- 日程第18 議案第 114号 平成29年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第 115号 平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第 116号 平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 議員派遣について
- 日程第23 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第97号 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 2 議案第98号 平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第99号 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 4 議案第 100号 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第 101号 平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第 102号 平成29年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 103号 平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第 104号 平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第 105号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 106号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 107号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 108号 平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第13 議案第 109号 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第 110号 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第15 議案第 111号 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算  
(第4号)について
- 日程第16 議案第 112号 平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算  
(第4号)について
- 日程第17 議案第 113号 平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算(第2号)  
について
- 日程第18 議案第 114号 平成29年度新温泉町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第 115号 平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第3号)につい  
て
- 日程第20 議案第 116号 平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第3号)  
について
- 日程第21 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 議員派遣について
- 日程第23 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員(15名)

1番 池田宜広君	2番 太田昭宏君
3番 岩本修作君	5番 森田善幸君
6番 中井次郎君	7番 重本静男君
8番 小林俊之君	9番 谷口功君
10番 宮本泰男君	11番 河越忠志君
12番 浜田直子君	13番 平澤剛太君
14番 竹内敬一郎君	15番 中村茂君
16番 中井勝君	

欠席議員(1名)

4番 阪本晴良君

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 仲村祐子君 書記 ..... 中井勇人君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 西村銀三君 教育長 ..... 岡田耕治君  
温泉総合支所長 ..... 太田洋二君 牧場公園園長 ..... 池内俊久君

総務課長	西村大介君	企画課長	井上弘君
税務課長	長谷阪治君	町民課長	谷田善明君
健康福祉課長	森本彰人君	商工観光課長	岩垣廣一君
農林水産課長	仲村秀幸君	建設課長	田中雅樹君
上下水道課長	松岡清和君	町参事	土江克彦君
浜坂病院事務長	吉野松樹君	会計管理者	中村光春君
こども教育課長	西村徹君	生涯教育課長	川夏晴夫君
代表監査委員	川崎雅洋君		

---

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第86回新温泉町議会定例会5日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、平成29年度一般会計及び特別会計、公営企業会計補正予算並びに条例の改正などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） おはようございます。定例会第5日目の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、年の瀬の極めて御多忙な中にもかかわらず御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会は、補正予算案8件、諮問案1件につきまして御審議を賜るところでございます。また、追加議案として、条例案3件、補正予算案9件につきましても御審議をお願いいたします。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、第86回新温泉町議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

暫時休憩します。

午前9時02分休憩

午前9時02分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第97号から議案第104号までの平成29年度特別会計、公営企業会計8会計の補正予算につきましては一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第1 議案第97号 から 日程第8 議案第104号

○議長（中井 勝君） 日程第1、議案第97号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第2、議案第98号、平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第3、議案第99号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第4、議案第100号、平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第5、議案第101号、平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第6、議案第102号、平成29年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第7、議案第103号、平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第8、議案第104号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第97号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてから議案第104号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容説明につきましては休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第97号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第98号、平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第99号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。ありませんか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 特に大きなことではないんですが、8ページ、地域支援事業費の部分で、6目の生活支援体制整備事業費で、職員手当、時間外手当が118万6,000円という、通常これぐらいの時間外の増というのはなかなかないような気がするんですけど、これに伴う事業内容というか、背景としては、過度な時間外勤務になってないかと。そういうことを含めて、この中身なりを教えてください。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 時間外手当でございます。職員4名分というようなことで、専門職の方ばかりの時間外でございますが、やはり日中は訪問とか高齢者のひとり暮らしの見回りとか、そういうことで昼間ほとんど出ており、帰ってきてから事務処理、また報告物をつくってございますので、毎日従来から時間外等をしてこなしておった状況でございます。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前9時09分休憩

午前9時09分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

どうぞ。

○健康福祉課長（森本 彰人君）

---

従来から時間外をしてございまして、だんだんと高齢化率も伸びてございまして、業務のほうが多忙になっており、帰ってきてから事務処理をこなすという部分で時間外をお願いしたことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 正直にお答えいただいたようなことを感じましたけど、全国的にこういう過重労働というか、そういう部分が、ブラック企業だとかそういう表現の中でクローズアップされる部分があるんですが、これを生む背景というか、仕事が多いのか、人が少ないのか。一方では、同じ目の中で、賃金が186万1,000円も落とされてる。ワークシェアじゃないんですが、手分けすれば、専門職の方の労働の軽減も図れる可能性があるんじゃないか。

両極端ですよ、一方ではどんと落として、一方ではどんと上げる。もう少し、どうせっていうんだって言われて困るですけど、でも、全部預けるもんとして、こういう予算措置がされてるにもかかわらず、うまいこと使ってない気がしますね。そういう部分では職員に大きな負担をかけないような動きをすべきでしょうし、  
—————  
—————そういう実態があるということはこれ以上に、だから、もしかしたら働いているという実態ですから、そういう部分では改善してほしいと思います。

町長、どうですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） ブラック企業とかブラック自治体という言葉が昨今出ております。国のほうもこういう現状を見直そうということで、働き方改革といいますか、取り組んでおりますし、それに見習うというか、参考にさせていただきながら、残業が極力ないような平準な仕事、通常勤務の中でできるような、そういう体制を組んでいきたいなと思っております。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

森本課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 補足というほどじゃないんですけど、臨時介護支援専門員の賃金をカットさせていただいております。約1名分でございますが、春からずっと募集をかけてございますが、なかなか応募がないという部分でもう。そのかわり、結局、正職の時間外でこなしておるといふうなことになってございまして、実際、専門員を募集してもなかなか応募がないというのが実情でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） そう言われたら、もう一つ意見吐かんなんだけど、いなからこうだと。結果的にはそうだと思いますね。じゃあ、いない理由は何だろうと。

病院の看護師さんでも、いないけ、いないけっていう結論のつけ方もあるし、そこらじゅう走り回って人を探してくる。もしかしたら専門員さんの賃金に問題があるっていうことはないのかな。だから、諦めずに、それがちゃんとした一つの介護チームの、どういったらいいんだろう、働きやすい職場づくりになるんだったら、もう力いっぱい人を探してほしいし、低かったら若干でも上げるようなことも含めて人員確保してほしいと思いますね。要望として申し上げておきます。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 特にこの介護支援専門員は、資格持っておられましたら各事業所のケアマネジャーとかで就職されますし、なかなか持っておられて家におられる方っていうのがほとんどいない現状で、うちの職員も声をかけておるようでございますが、なかなか見つからないのが現状でございます。できればそういうようなスタッフがそろって事業を行いたいんですが、こういう現状というのを理解していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 今の関連でお尋ねします。大体、職員1人当たり、残業時間というのは何時間ぐらいになるんですか。それは、労基法には違反するような状態ではないと。いわゆる三六協定なり、そういうなりがありますね。一体、1人当たり何時間ぐらいの残業をこなしてるのか。ちょっとそれを、実態を教えてください。

臨時でなくて、正職でやっぱり新たに雇うと。多分、包括支援というのはもう何でも屋って言われるぐらい、相手の要求にきちっと応えていくということでは大変な業務だと思うんです。決して福祉の関係だけではなくて、本当に生活全体のあれを見たりとか、そういうこともあるようであります。人員の配置について、総定員数が決まっております、それをずっと減らしてるわけですからね。そういった中で、こういった現場にしわ寄せが来ると言わざるを得ないんですけども、そこら辺のところの実態をきちっと明らかにしてください。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 包括の大体職員は、平均したら10時間から20時間の月平均の時間外をしていただいております。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 先ほど町長も言われましたけども、要は時間内でこれをこなすことはなかなかそこまでいかないと思うんですけども、人員的に、例えば時間内で終わろうと思ったら、何人ぐらい必要だと思われませんか。それを教えてください。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 今の状況で申し上げますと、時間内で全て業務とかこなせる状態になるというのは、多分あと専門職が2人か3名ぐらいの増員が必要ではな

いかなと私は思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第100号、平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第101号、平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第102号、平成29年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第103号、平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第104号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねをいたしますけども、企業会計ということですからこれでいいのかなと思うんですけども、1ページには収入は補正なしと、支出のほうでは変更額が、補正予定額が290万3,000円と、こうなっておるわけですけども、この補正の内容を見れば、人件費がもうほとんどであります。収入がないのに支出だけが出ていく、これはこれで企業会計ですから理解できるわけですけど、一体この290万3,000円はどこから手当てをなさったんでしょうか。人件費ですから当然、即、手当てを打たなあかんわけですけども、銀行からの借金ですか、それとも一般会計からの持ち出しですか。そこら辺のところをちょっと、この後の3号にもかかわりますし、同じような内容になっておりますけども、そのちょっと仕組みを教えてください、

実際にどこから手当てをしたのか。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 御指摘の赤字予算の調製についてだということですが、基本的には現金主義でありますので、年度末の間の中でキャッシュがある間については運用させていただくということにしております。赤字予算の調製ということについては、公営企業の実務提要の中で、原則許されないけれども、予定損益計算上やむを得ないときには赤字予算の調製も許されるということになっておりますので、基本的には現段階でキャッシュのフローということで、年度末で不足が生じるようであれば、借り入れ等により処理をさせていただこうというふうに考えております。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） そうじゃないですよ、仕組みの話を聞いているわけじゃない。仕組みはわかりましたと。実際に人件費ですから、今回の一時金なら一時金の支払いも、現金でしなかったらならないわけでしょう。そのお金はいわゆるどこから都合なさったんですかということ聞いておるわけです。わかりますね、意味。年度末でどうかこうとかというのは、これはこれで仕組みの話でね、現金がなければあだめなんですからね、その現金はどこから調達なさったんですかというわけです。それを答えてください。

○議長（中井 勝君） 吉野事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 現段階では現金があるということで、収入見込みも含めたところでの運用ということで予算を組ませていただいております。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） いや、収入見込みがあるかどうかというような話じゃないですよ。現実にお金が必要ですから、職員に給料を支払わなアカンから、一時金支払わなアカンから、こうやって補正を組んだるわけでしょう。内容的にはそうじゃないですか。そのお金はどっから調達なさったんですかっていうて。これ、3月の決算のときに支払うお金ですか、じゃないでしょう。今支払わなきゃならないから補正組んだるわけでしょう。そのお金っていうのはどこから都合なさったんですかって聞いてるわけです。銀行ですか、それとも一般会計ですか、そのことをお答えくださいと。

きのうも浜坂病院の会計の、病院の問題は議論はあったところですけど、現実にはこういう形で現金が、いわゆる収入がないのに現金は出ていくという仕組みになっとるわけね、その現金いうたらどこから調達なさったんですかっていうことを聞いてるわけです。ここに書けとかなんとかいう話でもないんですけどね。答えるところはきちっと。

○議長（中井 勝君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 説明がうまくできるかわかりませんが、支払う場合は預貯金という、貯金というような、現金がゼロではないわけです。ゼロだったら支払う金がないので、銀行から、どっかから借りないといけないですが、ゼロではないので、こ

れ、繰入を転がしてるという状況なんです、お金を。最終的に年度末に調製して、どれだけの赤が出たか。赤が出たらどうして返済していくか、一般会計から補填をいただくかというからくりになるということなので、ゼロではないですからこういう補正ができるということなんです。御理解いただけますでしょうか。以上です。（「わかりました」「何にも意味がわからん」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前 9 時 2 8 分休憩

午前 9 時 2 9 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

そのほか。

15 番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 今回、監査資料を見ると、とってもいい状態が見えつつある。大きく期待したいと思ってます。

7 月から開設した泌尿器科、潜在的な患者はたくさんいるという説明の中で開設されました。香住病院、豊岡病院から患者を引っ張ってくると、そういうふうに聞こえたんだけど、その辺の現状、思いどおりにいってるかどうかということ。そのあらわれが、もしかしたら外来患者が 7.9%、約 8% 伸びてる。これが、もしかしたらそのあらわれの一つかなと、そんな気がいたします。どう分析されているかということちょっと聞いてみたいと思います。

ただ、気になるのは、やっぱり入院患者が落ちてる。しかし、きのうのケア病床、あれで挽回できるというような気がしますから、いい見方をすれば、皆さんが一生懸命地域に出て、地域講座開いて、浜坂病院に来てください、安心ですよというような努力は徐々に見えてるのかなと。楽観視ではないですけど、そういうふうに思いませんか。その辺の分析、教えてください。

○議長（中井 勝君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 細かい数値はちょっと持ち合わせてないんですけども、泌尿器科の部分で患者さんが今、先生から聞いているのは、実患者が 30 人弱ぐらいになったというふうに聞いてます。ただ、御承知のように、香住病院、豊岡病院も立派な先生がおられるので、そういった意味で、患者さんが浜坂病院のほうに来られるということは恐らくないだろうと、地域別統計を見てないとわかんないですけども。というのが、我々は、鳥取県立中央病院の先生へ私と一緒に行って、部長の泌尿器科の先生とお話をさせていただいて、術後の患者さんを浜坂の方に返そうというふうなことで連携をとらせていただいています。手術ができる豊岡病院、香住はできないんですけど、そういった意味では、地域の方だけに限定されているのかなというふうに思ってます。

それと、今、谷風先生のほうで、町広報で 12 月に 3 シリーズ目が出るんですけども、

1月の広報の中には夜尿症という子供のおしっこの、おねしょですね、そういったことだとか、前は御婦人のおしっこ漏れ、尿漏れといったもの、少しずつコマーシャルをさせていただいてはおるんです。それで、今週の月曜日だったでしょうかね、先生のほうも出前で、午前中、11時ごろですけど、研修医連れて出前講座に行っていたと思います。少しずつコマーシャルはさせていただいているんですけども、泌尿器科となるとちょっとやっぱり抵抗感があるようでして、今ではその抵抗感というのは、何というんですかね、見せないといけないとかいうことがあるようですけれども、今、血液検査なんかで、エコーとか、十分疾患の診断ができますので、そういった意味ではということ、少しずつPRはしてるんですけども、浸透はなかなかしないのかなと思ってます。ただ、疾患的には前立腺だとか排尿障害だとか尿漏れというのはたくさんあると思います、大体50過ぎれば皆さんなるというふうに言われてますので。ただ、それを遠慮されてるのかなと思います。

それと、外来が7.8%伸びたっていうもう一つの要因は整形外科なんです。前回事務長のほうからお話があったと思うんですけども、香住病院の整形外科がちょっと閉鎖、今現在しております。そういった意味で、香住のほうから浜坂病院にかなりの患者さんが来られてるというふうな資料も出てます。それと、地域のほうの香住の方から聞くと、整形外科の先生はいい先生がいるんやっとなんていうのを誰かが聞いて私に伝えてくれとかいうことで、整形が片岡先生というんですけども、非常にはきはきとされて、バイタリティーに午前、午後、動いていただけてますし、そういった意味では、整形の効果が少し出てきたというのが一番大きな要因で、整形の力が出てきたのかというふうに思ってます。そういった泌尿器科と、新しい新設科と、それから整形の香住の病院が出てきたというのが今の外来の伸びなのかなというふうに分析をしております。以上です。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） どの商売でもやっぱり口コミっていうのは一番効果があるというかね、一番効果がある宣伝だと思います。ぜひそのためにも、やっぱり常にいいサービスが提供できる、医療が提供できる、そういうことをもう力いっぱい頑張ってもらいたい。地元の、この新温泉町の患者さんというか、眠ってる方々ということで、やっぱり浜坂病院に向ける努力、今の地域講座も頑張ってもらいたいと思いますし、ケーブルテレビも病院に毎日30分の時間の枠があるとか。とにかく、あんまり長いのは見るの大変だから、やっぱり短くて、最終は、困ったら病院に来てくださいというのがお医者さんの口から映像として出るような、そういうコマーシャル、コマーシャルじゃないな、御案内をどんどんどんどんやって、少しでも業績が上がって、浜坂病院の大変さが、明るい光の中で大変さを克服できるようなムードをつくって頑張ってもらいたいと思います。ぜひ今の傾向をより伸ばしてください。以上。

○議長（中井 勝君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） ありがとうございます。1点お話しするのを忘れてたんです

が、地域包括ケア、きのう病床の6床減少ということでお話をさせていただきました。途中で、お話ししてる中で、そんなに明るいということではなくて、非常に厳しい、これしかない、この方法しか今のところないのだということで、苦肉の策で選択をさせていただいたということです。ですから、我々の病院、毎年2億数千万円の赤字を出してはいますが、それが改善するというふうなものではございません。前回、環境福祉常任委員会のほうでもお話をさせていただいたんですけども、診療報酬の改定がほとんどマイナス改定でございます。今回でも技術料がアップするかなと思いきや、昨日の方針ではマイナス改定だということで揺れ動いております。要は、国の財政がもうないので、診療報酬を削っていかうと、ちっちゃい病院は淘汰していかうというのが大きな国の考え方でございます。そういったことに逆らってやっていくのか、いやいや、うまいこと先取りしてやっていくのかということなので、我々としては苦肉の策でやったということと、再度申し上げたいんですけども、総合診療と予防医学と在宅医療、この3本柱で将来的には進んでまいりたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第105号

○議長（中井 勝君） 日程第9、議案第105号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成29年8月8日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明をさせます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 追加議案でお願いをしておる議案でございますので、追加

ナンバー1と書きました議案、それから審議資料のほうをお開きいただきたいと思います。今、町長のほうから提案の説明がありましたように、8月8日の人勧に鑑みて、所要の改正を行うものでございます。

給与のまず骨子、審議資料の36ページをお開きいただきたいと思います。審議資料ナンバー1の2枚目です。通しで番号を打ってございますので、36ページということになります。給与勧告のこのたびの骨子でございます。追加で提案をお願いしております3本の条例、105号、106号、107号の根拠となるものでございます。29年8月の8日に人事院勧告がなされております。11月の17日に完全実施ということで閣議決定され、同日、国会のほうに提出をされております。12月の8日、国会において可決をされました。国会の可決を前提に、事前に組合交渉をしております。12月の5日に完全実施ということで妥結をいたしておるところでございます。

給与勧告の骨子ということで、その四角の箱の中にポイントを書いてございます。まず1つ目が月例給、ボーナスともに引き上げということで、①番で、民間給与との格差を埋めるために、俸給表の水準を引き上げます。②で、ボーナスを引き上げるということで、0.1月で、民間の状況を踏まえて勤勉手当に配分をするということでございます。

2つ目の箱は給与制度の総合的見直しということで、平成27年度から給与の総合的見直しが行われておりましたけども、本町に関係しますのは②です。経過措置の廃止等ということで、特定職員、一般行政職、55歳以上、6級の職員、課長の一部ですけども、給料月額1.5%の減額支給をしておりましたけれども、これについての廃止ということでございます。

Iで、給与勧告制度の基本的な考え方でございます。既に議員各位、御存じと思いますが、給与勧告の意義と役割ということで、国家公務員の給与はということで書いてございます。御存じのとおり、人勧は基本的には国家公務員の一般職に対して行われるものでございます。基本は民間準拠ということでございます。我々地方公務員の給与につきましては、この国家公務員にまた準拠をしていくということでございます。したがって、結果としましては、人勧に準じて地方公務員のほうも給与改定を行い、実施するものでございます。考え方は民間準拠、そして国家公務員、国公準拠ということが基本の考え方でございます。そこに、社会一般の情勢に適応するようにということで、地方公務員法におきましても情勢適応の原則ということで、地公法の第14条にも記載がございます。それから、2つ目の点です。「勧告は」ということで、もう一つは労働基本権制約の代償措置という考え方でございます。もう一つ、3つ目の点です。「公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから」ということで、市場原理が働きにくいということで、その下のほうにあります「民間の給与水準に準拠し」、民間準拠して行うという基本的な考え方、3点でございます。

次の、現行の民間企業との比較の方法等ということで、1つ目の点ですけども、単純

な平均値でなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与の決定要素に合わせて比較をしております。2つ目の点です。企業規模50人以上の企業を調査対象としております。

IIです。民間給与との較差に基づく給与改定ということで、比較の方法といたしましては、先ほどの企業規模50人以上の企業約1万2,400社、事業所の約53万人の給与関係を実態調査したということでございます。

2です。具体的に給与改定の内容と考え方ということで、まず、月例給。俸給表、要するに月給でございます。標準的なもので、行政職給料表(一)と書いてございますけれども、2行目です、初任給では大体1,000円の引き上げ、それから、その他ではそれぞれ400円程度の引き上げを基本に改定をいたしております。平均改定率が0.2%でございます。

次のページ、37ページです。(2)、(3)番は本町には直接関係しませんので、省略します。

ボーナスでございます。民間の支給に合わせまして、4.3月を4.40月ということで、0.1月引き上げをいたしております。2行目ですけれども、その引き上げ分です、右端のほうですけど、勤勉手当に配分ということでございます。改定の仕方としましては、そこに29年度、30年度と2つ書いてあります。手当としましては期末手当と勤勉手当、支払いが6月期と12月期にあります。これを2段階で改正をいたします。したがって、これから説明します条例は全て2条立てとなっております。1条が29年分、2条が30年度分以降ということでございます。6月期につきましては既に支払い済みでございますので、12月で調整をいたします。12月期の29年度を見ていただきましたら、期末のほうではなしに勤勉で調整ということですので、ここで1年分、0.1月、0.85を0.95月に今改定をして支給をするというものでございます。30年度以降は、これを均等に0.05月ずつに分けて、0.85が0.90月ということで、6月、12月に分けて支払いをするものでございます。

その下の実施月は、月例給につきましては29年4月1日遡及適用、ボーナスにつきましては公布の日から施行するものでございます。

IIIです。総合的見直しでございます。

給与制度の総合的見直しということで行われておりましたけれども、米印のところを見ていただきましたら、55歳を超える職員、行政職俸給表(一)6級相当以上ということで、課長の一部です。俸給等月額1.5%減額支給措置を行っておりましたけれども、30年3月31日をもって廃止ということとなっております。

それでは、追加の審議資料でいきますと1ページ目になります、34ページをお開きいただきたいと思っております。先ほどから説明をいたしておりますように、適用日、施行日の関係で2条立てとなっております。

まず、第1条は、平成29年4月1日適用分でございます。議員の報酬、費用弁償等

に関する条例の新旧対照表、左側が現行、右側が改正案でございます。期末手当ということで、人勧では勤勉手当でございますけれども、議員または特別職には勤勉手当ございませんので、期末手当で調整をさせていただいております。

その下に箱がありまして、在職期間で6カ月または5カ月以上、3カ月以上、3カ月未満ということで区分しております。割り落としがありまして、5カ月以上が80パー、その次が60パー、3カ月未満が30パーというような形で割り落とすことになっておりまして、標準は6カ月のところを見ていただきたらと思います。100分の217.5、現行、これを100分の227.5ということで、100分の10引き上げるものでございます。月数でいいますと0.1月ということでございます。先ほど説明しましたように、29年度はここで調整をさせていただいて、30年度以降は均等に分けるということになります。

次の35ページでございます。2条関係ということで、これが平成30年4月1日施行分でございます。先ほどの34ページの改正案がこの現行に来ております。例えば12月の支給の6カ月のところを見ていただきましたら、100分の227.5が逆に100分の222.5に、100分の5減となっておりますけれども、これは、先ほど申し上げましたように29年度で一度に調整をした関係で、30年度以降は均等に分けていくということでこういう形になっております。6月、12月ともに、28年度と比較しますと100分の5ずつ引き上げということとなっております。

条例本文に戻っていただきまして、附則でございます。まず、施行の期日です。第1条でいきますと、公布の日から施行し、ただし、第2条、先ほど触れました30年度以降の分につきましては30年4月1日から施行。2項で、第1条につきましては、一番下のほうですけれども、29年4月1日から適用と。そして、内払い規定でございます。既に支払い済みでございますので、その12月8日支払い済みのものにつきましては、このたびの改定した後の内払いとみなすというものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私は、この新温泉町の議員報酬が日本の同類規模の自治体の議員報酬と比べてどういう位置にあるのかということ、まず一つ知りたいと思います。

それと、あわせてなんですけれども、人事院勧告に従わない自治体が何らかの財政的しわ寄せを食うような、いわば罰則みたいなものが、表立ってではなくて裏であっても起こり得るものかどうか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） ちょっと全国の状況は今把握しておりませんが、28

年のときの報酬審議会の中での資料でいきますと、議員の報酬でいきますと20万8,000円ということで、県下の中では一番低い金額でございます。香美町は、ちなみに21万4,000円でございます。

それと、あくまでも人事院勧告を実施するかどうかということはそれぞれの団体の判断によりますので、いろんな財政状況の中で実施しないというような町もあるようには聞いておりますけど、人事院勧告に準じてというものが基本的なスタイルでございます。

以上、本町におきましても、組合との交渉等におきましても人事院勧告を尊重していくという姿勢で来ておりますので、特別職、議員の報酬等につきましても同様な形での改定をさせていただいているところでございます。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私たち議員においても、町民のいろんな方の御意見等もあると思います。実際には定数削減というような意見もありましたし、いろんな形の中でこの町が非常に厳しいということは、昨日の町長報酬についての議論の中にも申し上げたところであります。そういった中で、職員さんのほうについては何ら異議を申し上げませんでしたけれども、我々についてはそれなりに思いを持ちたいなというふうに感じます。

というのは、日本全国においては平均すれば景気は上向いてるというようなことで、東京の建設物価等についてもものすごく上がっています。大阪、いわば都会の部分については、かなりいろんなものが物価として上がっております。ところが、地方では、それが実際に民間では上がってないという状況があります。実際の報酬については、民間といっても50人以上、ましてやこのあたりのものではなくて、京阪神に近いような形の中で比較されてるという現状がある。そんなことも一般の方々は認識を持っておられます。そういった中で、いろんな議論が今後なされていくべきじゃないかなと。ただ人事院勧告が何%ということの中で、単純に比例して上がっていくということではなくて、どうすればいいかというあたりも今後議論がされていってほしいというような思いを持って、質問を終わります。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 官民格差ということで、官と民、しかも、このデータは50人以上の、どちらかというと比較的優良企業も含めた、大企業も含めたデータになっていると思っております。本当に地域の現状を見ると、大変厳しい実態があります。例えば町の臨職の方々は200万まで、一方で、町の平均給与でいうと600万超であります。そういうことで、地域の現状から考えると、本当に官と民の格差、これは本当に厳しい状況があると。少しでも官に近いような、そういう経済状況が出ればいいなというぐあいに思っておりますし、そのためにも少しでも官に近づくような、そういう状況、経済全体を活性化するような、そういう施策をやっていきたいなというぐあいに思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第106号

○議長（中井 勝君） 日程第10、議案第106号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成29年8月8日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。対象は町長、副町長、教育長でございます。

審議資料の38ページをごらんいただきたいと思います。先ほどの議会議員の報酬等の改定と同様の内容でございます。38ページにおきましては、標準のところを見ていただきましたら、6カ月のところで、12月の支払い100分の217.5を100分の227.5ということで、0.1月の引き上げをいたします。

次のページ、39ページは、今の第1条の改正案が現行のほうになりまして、第2条ということで、6月と12月に均等に100分の5、0.05月ずつ引き上げを行うというものでございます。

条例本文に戻っていただきまして、これも先ほどと同様でございます。附則としまして、第1条、公布の日から施行する。ただし、第2条は30年4月1日からの施行。第1条の規定は、後段です、平成29年4月1日から適用。そしてまた、既に支払い済みの期末手当につきましては内払いという規定でございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第107号

○議長（中井 勝君） 日程第11、議案第107号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成29年8月8日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明をさせます。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 107号でございます。職員の給与に関する条例の一部改正ということでございまして、これにつきましては3点ございます。まず、給料が平均0.2%の引き上げと、給料月額です。それから、勤勉手当を0.1月の引き上げ。それともう一つは、先ほど申し上げました給与構造改革、制度見直しの中でありました55歳を超える特定職員の給与の抑制措置の廃止という3点でございます。

審議資料の40ページをお開きいただきたいと思います。同様に2条立てとなっております。1条が29年4月1日適用分でございます。勤勉手当ということで、まず、勤勉手当につきましては支払いの総額を条例ではうたっております。支給の内容につきましては、必ずしも、現時点では100分の85なんですけども、全職員が100分の85でなければならないというのではなく、総枠を定めたものでございます。

第28条のところ、2項の第1号ということで、今現在100分の85であるわけなんですけども、これを6月と12月に分けて100分の85と、12月は100分の95ということで、まず、平成29年度分についてはそこで調整をするというものでございます。それから、(2)、2号です。これは再任用の職員についての月数を改正をいたしております。

それから、附則です。附則の第15項、附則第12項の規定が適用される間と。この12項の適用というのが、先ほどから触れております特定職員、行政職の6級、55歳を超える職員の給料月額の減額措置というものでございまして、この分は総額から減じるということになっております。その部分での規定でございます。第15項はその減額措置の特定職員分の額を総額から減額するという規定でございまして、その部分についての改正をそこに記載をいたしております。

次のページ、41ページでございます。個別のそれぞれの職種ごとの給料表でございます。まず、行政職給料表は41ページから45ページまででございます。

それから、45ページ中段ですけれども、医療職のⅠということで、医師でございます。これが、医師の給料表が49ページまででございます。

49ページ中段、医療職のⅡ、これが医療技術職でございます。これが53ページまででございます。

次に、53ページの中段、医療職のⅢということで、これが看護師でございます。これが59ページまででございます。

次に、60ページからが第2条関係でございます。平成30年4月1日施行分でございます。まず、期末手当ということで、このたび率については改定はなかったわけですけれども、先ほどお話ししました特定職員の給料の減額支給の措置が終了いたしますので、現行、アンダーライン引いてありますけれども、「及び附則第12項第3号」においてということがこのたび削除をされております。また、あわせて、27条の3の第1項、これが特定されたものでございます。それから、2項につきましては、文言の修正です。「においては」を「には」ということで、文言が修正されております。4項につきましても、附則の第12項第3号は削除をされております。

次に、勤勉手当が61ページでございます。勤勉手当につきましても、一番最初の行で附則第12項第4号、これが特定職員、この部分が削除されております。それから、2項の(1)、1号です。ここも同様に、附則第12項第4号が削除をされて、その下でございます、先ほどの改正案がこの現行に来ております。6月の分100分の85、12月支給分100分の95を6月、12月均等に、0.5月ずつプラスをすると、引き上げるということで、あわせて100分の90を乗じた額ということで改正をしております。2号につきましては、再任用職員の改正でございます。

あと、62ページ、附則の12項、55歳を超える特定職員の給与の抑制措置、これが先ほどから申し上げております減額措置です。これを64ページの15項まで全て削除いたします。それから、同様に、そのことについての記載が、勤務時間、休日、休暇等に関する条例にもございます。65ページ、ここもその関係部分を削除いたします。次に、育児休業等に関する条例の中でも、その特例職員についての記載がございますので、66ページを全て削除ということでございます。

次に、67ページからが、技能労務職の給与等に関する規則の一部改正ということで、

技能労務職につきましては規則で定めております。一般職に準じて規則で定めておりまして、手当につきましては一般職に準ずるということになっておりますけれども、給料についてはここで改正をいたしております。改正が71ページまででございます。附則で、施行期日、また給料の内払い規定がございます。

72ページからは、新旧対照表でございます。78ページまで新旧の対照表でございます。

条例の最後、本文に戻っていただきたいと思えます。条例の本文、一番最後です、附則です。施行期日は、第2条については30年4月1日から施行。その右側、2項として、第1条は29年4月1日から適用、そして、第2条として給与の内払い規定。これは、給料と手当を含んでの内払い規定ですので、給与の内払いとなっております。そして、4条、5条は、特定職員に係る勤務時間等、また育児休業等に係る部分を削除するというものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） ことはロシア革命から100年の年なんですね。それは何を言いたいかといいますと、8時間労働制と、いわゆるILOの国際条約が結ばれている基本原則を定めたのがロシア革命だったんですね。そして、社会保障制度も世界で初めて打ち立てたというようなね。それから100年たって、今こういう到達点だということですよ。

先ほども議論があったんですが、残業手当を払う払わないなどという話も本当に情けない、あってはならない議論であるわけですが、そういう原則は置いておいても、このたびの人勧というのはどういう意味を持っているのかと。公務員労働というのは争議権が制限をされているわけですから、本当にこの人事院勧告が労働者の制約を受けている部分を本来是正する役割を果たさなければならないというものであるわけですが、こういう勧告がさらに地域間格差を広げていると。つまり、最低賃金を前提にした議論をなされるわけで、最低賃金というのは地域によって大きくその格差があるということですから、ブラック企業だのブラック自治体だのという議論もありましたけども、この地域間格差は人事院勧告では埋まらないんですね。そういうことが前提になっている労働基本権を是正するという役割を担わせていると、根本的に矛盾があると。つまり、幾ら勧告が出ても、根本的な矛盾は是正されない弱点を持っている制度なんだということを前提に議論をしなければならない。

わずか0.1月、民間との差がね、月例給では0.15%というふうな、こんな是正で本当に公務員労働者の皆さんが人間らしい生活を送ることができるのかという角度から問われなければならない。だから、私は本当にこの勧告で、この地域に働く公務員労働者

の皆さんが人間らしい暮らしができるのかという、その基準から見てどうなのかということを考えてもらいたいということが1つです。

それから、この人事院勧告、2014年で、先ほど総務課長の説明にあった、特定の公務員と言われる、いわゆる管理職の皆さんの給与が抜本的に引き下げられたと。いわゆる平均で2%、高齢層で4%の賃金を削減するということになされた。その復活部分というのは、先ほど説明あったとおり、わずかなものですよね。30年、来年でやめると言ってるけれども、もとに戻すということ、文言はなくて、やめると。下げたままやめるということですから、今回、わずか月例給で0.15%、そしてボーナスで0.1月、こんな是正でもとに戻るはずもないと。だから、本当にこれで労働者の皆さんに、それこそ町長の言ではありませんが、  
さらにもとにも戻しません、もっと働きなさいと言えるのかということについて、どのように考えておられるのかお聞かせください。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 何というか、労働の対価として賃金があるわけですけど、貧富の拡大というのが日本国内でも大きな問題になっております。どこをその問題点とするかというのは、それぞれの考えがあると思うんですけど、全体的にかつての中間層が貧困層に変わってきているという、けさのラジオでも言うておりました。そういう点においても、やはり全体の底上げというのは私は大変重要だというぐあいに思っております。

経済、さっきの御意見の中にも大都市、特に東京中心に大企業の景気はよくなっているということもあるんですけど、やはり地方全体、それから貧困層のレベルアップといえますか収入アップ、そういったものをどうやってかさ上げというか、アップするというのが最も大事なポイントであるというぐあいに思っておりますし、公務員さんの給与、これについては一定の国のレベルということで、これはこれで制度としてやはり尊重するべきだというぐあいに思っております。特に、離婚したひとり親世帯の約50%が貧困という、そういう位置づけがなされておるような状況もありますので、ポイントをやはりそこに持っていったほうが、私は全体の活性化といえますか、町の元気につながっていく、そういうことを常々思っております。

公務員さんの給与は比較的この地域では高いというぐあいに思っておりますし、その論議よりもっと大事な、やはり本当に毎日の生活に困っている、そういった人たちの給与アップ、生活が豊かになるような、そういう町の努力をしていきたいなということを感じております。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 一つだけ申し上げておきます。民間労働者の賃金をどうするかという議論を今ここで私はしているわけでありまして。労働組合を持ち、そして、憲法や自分たちの権利がどの程度の位置にあるのかということを知覚している皆さんへの労働の対価としての保障をどうするのかということ議論しているわけです。同時に

解決することはできません。しかし、そういう権利が制約をされている労働者の皆さんをどうして権利保障をしていくのかということなしに、そのことを置いておいて、じゃあ、最低のところにある人たちの手だてができるかっていったら、できないんですよ、町長。どういう位置にあるかという関係をよく考えていただきたいと思うんです。

今ここで答えをいただくとは思っていません。公務員労働者の賃金を守ることが、全ての労働者の賃金を守ることにつながるということを考えてもらいたいと思うんです。ぜひそのことを考えていただかないと、本当に最低層にいる人たちの賃金を引き上げることは絶対にできません。ぜひそれは今後考えていただいて、その関連性についてまた議論したいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時14分休憩

午前10時30分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

---

#### 日程第12 議案第108号

○議長（中井 勝君） 日程第12、議案第108号、平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成29年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容説明については、休憩中に担当課長より説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑をお願いします、全体で。

12番、浜田直子君。

○議員（12番 浜田 直子君） 済みません、確認なんですけど、今年度の予算で、浜坂認定こども園整備事業として3,245万5,000円ついてるんですけど、場所等踏まえて、以後どうなってるか。

○議長（中井 勝君） 何ページですか。

○議員（12番 浜田 直子君） 済みません、こっちの内容ではないんですけど、確認として聞かせていただいております。

○議長（中井 勝君） 浜田議員、補正ですので、補正の内容についての質疑を。

○議員（12番 浜田 直子君） はい。それで、それがどうなるのか教えていただけたらと思うんですけど。済みません。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

質疑をお願いします。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 補正予算書18ページになりますが、災害復旧費の部分であります。目、農地災害復旧費であります。前回の臨時会での補正予算にもちょっと絡む部分があるんですが、浜坂農地復旧工事に関する件であります。先回の補正予算の中で、この工事の内容についてやや疑義が、理解できない部分がありましたので、話とか、内容をちょっと聞いた部分があったんです。詳しくは聞けなかったもので、今回の12月定例会の委員会の資料に出しておいてほしいなと、そういう意見をさせていただきました。

今回、産業建設常任委員会の農林水産課の資料を見たときに、直接その内容がわかる内容の説明資料はなかったというふうに僕は感じました。そういう点において、なぜそういうふうになったのかなと。うまく僕の意見が聞き取れなかったかもわからんですけど、資料を次回の委員会の中で出してほしいなということが通ってなかったということ。ただ、委員会の資料を見れば、工事発注状況で、27ページ、農林水産課にその内容があります。工事名と場所。それで、流入物撤去の面積が4,275平米。大上建設が請け負ったと。工期については、もう工事終了しております、11月15日、100%の完了してるということでもあります。

まず1点は、なぜ資料を出していただけなかったかということ。それから、そもそもこの件については、この工事進捗状況の中で見えた部分があるんですけど、一体その災害という、確かに災害です。僕もわかります、災害だと思います。ただ、災害復旧の補助なり、そういう事業に乗れなんだという現実があるようであります。であるからして、単独事業で行ったと。これ補助、通常、災害っていうのは多くが大体見てくれる部分だっというふうな認識持っておるんですけど、なぜ災害に認定できなかったか。ということもちょっと聞いてみたいと思います。

それから、前回もちょっと申し上げたんですが、災害でとれない部分で、事業量40万以下については、要は災害としては見ませんよ。ですから、個人で復旧しなさいというのがこの法律というかであるんですけど、それからしたら、この行われた226万8,000円に伴う工事は災害で見れないで、ほかの小規模というか、40万円以下についてはみずから自力でやんなさい。でも、この浜坂の農地復旧事業については、どういうふうなプロセスで町がやることになったかということもちょっと聞いてみたいんですが、今の見える部分では負担金は取れてないような気がします。

行政は、基本的にはやっぱり平等ということがある。ですから、農地の災害復旧についても、それぞれが負担しながら行っている。だから、それが、この浜坂の復旧工事については、負担を取らずに行政がしてくれたと。当事者としてはとってもありがたいですよ、耕作できる状態に復旧したんだから。でも、何で、このバランスのとれてない、平等性のないやり方っていうのは一体どういうことなんだろうと。結果的にはありがたいんですよ、当事者は。でも、バランスに欠けてる。

従来、こういうような災害復旧、単独の、民地における、こんなことが事例としてあったかどうか。あんまり僕は聞いたことがないし、あるべきじゃない。あるとすれば、何かのルールがあってしかるべき。今回は何を基本としてこの工事をやって、多分もう支払い済んでますよね。当初からわかってないから、どこでどんな予算でやったかもよくわからなけど、この件に関して補正予算は上がってないからね。だから、どういうふうなプロセスで町が直接工事してというふうになったかということも教えてほしい。

その辺かな。ちょっと多く言いましたけど、その辺をちょっと報告してください。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） まず、最初の件でございますが、この工事箇所、災害箇所のみ資料をつけるということは確かにしておりません。ほかの分とあわせて工事の発注状況、今、議員おっしゃいましたけども、進捗状況報告の中で上げて説明をさせていただいたということでございます。さらに位置図も添付をさせていただいて、資料として委員会のほうに提出したということでございます。

それと、なぜ災害扱いとならなかったかということなんですけど、資料にもありますように、約4,300平米の5区画の田んぼなんですけど、連担しております。その最大30センチ幅のわらの堆積があったということで、表面はわらなんですけど、中には生活

ごみも当然含まれていたということでございます。流れ着いたそういったものも、いろんなものが入っていたということなんですが、実際に現地に、そういった状況ありますので、県のほうに確認をいただいたと、来ていただいて見ていただいたわけですけど、判断としては、土砂とかそういうものとは違って、わらごみがほとんどだということで、基本的に害にならないと。農地に対して余り害にならないということの判断の中で、災害の国庫補助の対象とはできないということの判断をいただきました。

ただ、現実的に考えますと、そういったものすごい量のごみが浜坂の図書館のあたり周辺の農地に堆積しているということがありますので、それをその農家の負担で撤去しなさいというのは余りにもできないというか、負担が大き過ぎるということの中で、ほかの地区では土砂の流入ということで災害扱いしている箇所もこのたびでございます。浜坂地域でしたら境とか、温泉地域でしたら飯野とか、そういう事例もある中で、それは国庫補助の基準ですので、先ほど言われたように40万円の基準を持って、それ以上ということで災害でとっているということなんですが、ここについては1カ所という取り扱いになります。1カ所で、言われたように、事業費としては226万8,000円というものがかかっております。ですので、土砂がよくてわらがいけんってということは、ちょっと実情を鑑みますとよろしくないということで、同等に取り扱うべきだということの判断を町長以下協議させていただいて、させていただきました。

負担を取らずにということですが、確かに現在、負担は取っておりませんが、この農家の方々と話をする中で、みなし補助ということでさせていただいたわけですが、国庫補助となった場合と同様の負担をいただくということで約束をしております。ただ、このたびの災害、ほかのところも今査定中ですので、補助率というものがまだ正式に決まりません。それが決まった段階で負担をいただくということの条件で工事を施行しております。ですので、後で補助率が最終的に決まってから、その応分の負担を、皆さんと同じような負担率でもって負担をいただくということになっております。

それと、あと、過去にもあったかということでございますが、話を聞きますと、小規模ですが、確かに流れ込みというようなことは過去にもあったということは聞いてます。ただ、それは量が少なく、すき込みできる程度、そういうものでしたら、農家の努力でそれはこれまでやっていたという話は聞いておりますが、このたびの量につきましては全然量が違うということで、量にしましては149立米ということで、4トントラックで32から33台分のそういったごみが堆積していたということでございます。

それと、何を基本としてということでございますが、あくまでも先ほど言いましたように農災の災害の採択の基準、1カ所40万円というのを1つの基準にさせていただいて、みなし補助ということでさせていただいたということでございますし、あと、予算はどうしたのかということでございますが、当初予算にことしの2月の、ほかの温泉地域のほうで災害がありました融雪災、その予算を計上させていただいておりましたが、その執行残で対応させていただいたということで、それで補正予算には上げておりま

せん。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 災害として国は見んけど、町は災害と同じ目線で見たと、大変ありがたい。前回の質問のときには負担を求める話は聞けなかったから、一番肝心な部分でありますので、今回は負担させると。ですから、おおむね災害を見れば、約90%の復旧費が出ますから、10%ぐらいかな。ですから、約30万ぐらいでしょうかね。地権者が何人おられたかようわからんですけど、一人頭にすれば、そんなとんでもない数字じゃない。だから、いいなという気はしますけど。

みなし補助という部分がちょっと説明が欲しいんだけど、要は、改めて、うちの町は、そういう事態においてはそういう対応をするということの事実ができたわけですから、それをやっぱり災害として見れない場合の新温泉町の扱いということで、明確にしておいてほしい。今後も発生する可能性がありますし、できたら、その延長の中で40万の対応についても、そこまでしてくれる町だったら、40万以下についても少しは考慮してくれてもいいなというような気がするし、40万、特別な場合ですから、それが国の災害の復旧の基準より高くても、もしかしたらいいかもわからない。要は40万以下は自前でしなさいが基本にあるわけですから、そういう部分でいったら、そういうことも考慮した中で、この復旧に係る事業費の負担のあり方というのはただ一辺倒じゃない気がしますね。同じように40万円以下は見れないんだから、災害としてね。他方では、見れない中で、要は災害並みにするよとすれば、折衷をしたような一つ決まり事にすべき。ですから、要綱なりも定めてほしいなと。ということを経験をもとに要請しておきたいなと、そういうように思います。

それから、県が、災害の査定側がそう言うんだから、なかなか口出すことはしんどいと思うんですけど、例えば海岸、港湾に同じような状態ができれば悪いけど100%災害で見ますよ、わらであっても。毒にならんもんであってもね、そういう復旧しとるじゃないですか。だから、全国の事例見たら、ちょっとわらって言われたから、僕は多分、流木とかあんなんも一緒になってということ想定したんだけど、流木なんか入った場合は災害で見た事業もあるみたいですね、事例からひもとけば。だから、県との交渉なりそういう部分で、もう少し粘り強くでもないけど。要は災害復旧というのは耕作できる状態にするっていうことが基本ですから、わらがようけあって田んぼできれへんがなと。そしたら、これ災害ですよ、確かに。だから、その災害を査定する側にもやっぱりもう少し強力なアタック欲しかったなと、そんな気がします。

たくさん申しましたけど、これを一つの事例としてね、いい事例としてぜひ制度化してほしいということをお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 確かにこれが一つの事例になるということはおっしゃるとおりだと思います。それと、あと、こういった事例、確かに物によってなったりな

らなんだり、取り扱いが違うということもちょっと不自然だなというふうに思いますので、この事例をもとに、また県のほうとも再度話をしてみたいと思います。

それと、あと、海岸のことを言われましたけど、このたびの例えば台風で海岸に漂着し、かなりのごみが堆積したわけですけど、それは災害復旧費という取り扱いはしてありません。ですので、その点は申し上げておきたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 災害復旧、ごめん、言葉がそう出たから、災害復旧事業の中にはそういう事例があるという部分で言いました。ですから、海岸漂着ごみをどうしたということまで僕は言ってないんで、全国的な港湾におけるそういうふうな状態のときに災害でやってるよということを事例として言ったまで。

ちょっと置こうと思ったんですけど、じゃあ、今回の予算書の部分で、冒頭に歳入の部分で、3ページ、分担金及び負担金、2目災害復旧費分担金ということは、この中に、先ほどの予算措置の計算の方法はわからんけど、おおむね9割で負担は10割、10%からすれば、最低約30万の要は負担金なりが計上されてるということで理解したらいいのかな。その30万の是非はちょっとわからんけど、その制度をきちっとしてくれるかどうかということの答弁も含めて、今のこれ盛り込んであるかどうかということも含めて、答弁ください。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） このたびの災害というのが、18号、それから21号は激甚指定ということで、本激ということで取り扱いがなされております。そういった中で、予算的には、見込みとしては、補助率が農地の場合でしたら94%の見込みで予算計上しております。ですので、分担金についてはその残りの6%相当ということで、その分は予算の中で見させていただいているということでございます。以上です。（「もう1点、制度化するかどうか」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） 制度化するかどうか、ルール。課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 制度ということは今、具体的に考えておりませんが、ただ、先ほど申し上げましたように、一つの事例になるということで、基準はあくまでも、このたびもそうなんですけど、災害復旧事業のほうで定められてる40万、1カ所40万というラインが一つありますので、それを参考に今回もさせていただいたということですので、それを一つの事例として考えていきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） ということです。（「質問で何か確認」と呼ぶ者あり）  
暫時休憩します。

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

そのほか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 関連です。私は長く議員していましたが、小規模災害について町が単独で支援の対策をとっていないということについて驚きを覚えて、今、自分がそのことを知らなかったということについても申しわけないなと思っています。

町長、ぜひ、さまざまな分野で、見直しを図るということを積極的に言っていますから、今、この鳥獣害対策とか耕作放棄地についてのさまざまな問題があるわけですが、いよいよ米作について国の補助制度が全てなくなっていくと思います。そういうこととあわせて、これ以上の耕作放棄地をふやさないというためにも、こういう小規模災害についてもやはり農家に対して支援をしなければ、本当にしたくても続けられないという状況が、次々にその条件がふえていくということになりますから、ぜひ積極的にその点についての対策講じていただきますように、これは強く要請をしておきます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） いろんな見直しが必要だというぐあいに思っております。多岐にわたる問題点があると思いますので、それぞれの担当課と十分に相談して、極力支援策を考えていきたいというぐあいに思っております。

○議長（中井 勝君） いいですね。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 先ほどの中村議員の答弁に対して、流入物の撤去が4,275平米に対して149立米というふうに私はちょっと聞き間違えたのかどうかわかりませんので、その149だったのか、別の値だったのか、ちょっとそこを確認させてください。

○議長（中井 勝君） 数字について。

仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 委員聞かれたとおり、149立米です。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 149立米で4,275平米だとすると、約3センチに想定することになります。そうすると、先ほどすき込んだら云々というところがとても何か微妙な値になってくると思うんで、そこが変わってくるとちょっと変わって、今の補助の関係、言えば、町で実施されたということが少し根拠が危うくなるんじゃないかなというふうに思いますので、本当に149でしょうか。

○議長（中井 勝君） 状況も含めて、詳しく説明を。

仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） その面積全てが30センチずっとあったわけではなし

に、説明させていただいたように、最大で30センチあったということでございます。当然、均等にずっとあるわけじゃなくて、流れ込みですので、道路際のほうが当然、堆積の度合いが多くなるわけですけど、そういった状況の中で、全体的な面積が4,275平米ということでございます。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 私が149立米っていうことを確認させてもらったのは、随意契約ではありながら、請負が226万円と。1立米当たりにしても1万数千円、1万3,000円ぐらいになるんですかね。その辺からすると、わらごみで1立米が1万数千円するというのは、私の頭の中からするとかなり高額になるような気がするんで、ちょっとお尋ねしたということです。改めてこれを覆すつもりはありませんけども、そのあたり、慎重にお金の執行をお願いしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 処分の方法も含めて説明を。撤去した後の処理費も入っているの、そういうのは。含めて答弁を。

仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 現実的に、田んぼの中ですので、なかなか重機も入りにくいという中で、例えば敷き鉄板したりだとか、その集積の費用もかなり困難の中でやっていただいたということでございます。そういった処分の費用も含めて、全てで226万8,000円ということですが、その集積する費用なんかも、農家の方は自分の負担も当然入ってきますので、業者に協力しながら、事業費をできる限り抑えたという結果でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時00分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に協議いただきましたとおり、議案第109号から議案第116号までの平成29年度特別会計・公営企業会計8会計の補正予算につきましては一括上程し、質疑、討論、採決は、会計ごとに行います。

日程第13 議案第109号 から 日程第20 議案第116号

○議長（中井 勝君） 日程第13、議案第109号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第14、議案第110号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第15、議案第111号、平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第16、議案第112号、平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第17、議案第113号、平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について、日程第18、議案第114号、平成29年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第19、議案第115号、平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第20、議案第116号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第109号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてから議案第116号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第109号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

議案第110号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第111号、平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第112号、平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略し、採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第113号、平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第114号、平成29年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第115号、平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第116号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略し、採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 2 1 諮問第 4 号

○議長（中井 勝君） 日程第 2 1、諮問第 4 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現山本- 委員が平成 3 0 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるため、後任の推薦について意見を求めるものであります。

なお、後任の人権擁護委員につきましては、引き続き山本- 氏をお願いしたいと思っております。住所、新温泉町新市 5 0 7 番地。氏名、山本- 。昭和 2 1 年 5 月 3 日生まれであります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第 2 2 議員派遣について

○議長（中井 勝君） 日程第 2 2、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり、3件に派遣することにしたいと思います。

内容は、兵庫県町議会議長会の新人議員研修会及び議会運営委員研修会、美方郡町議会連絡協議会主催の議員研修会です。

これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

---

### 日程第23 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（中井 勝君） 日程第23、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から、別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出が出されておりますので、これを承認したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり承認することに決定しました。

---

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたします。

第86回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る12月6日の開会以来、本日まで、条例の制定、改正及び補正予算など重要な行政課題について審議してまいりました。審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な審議により、それぞれ適切妥当な結論を得たものであり、その御精励に対し深く敬意を表します。

また、町長を初め執行部の皆さんにおかれましては、誠意を尽くした説明をいただきました。審査の過程での意見並びに要望を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されるよう強く望むものであります。

ことしもいよいよ残りわずかとなり、慌ただしく、一段と寒さの厳しい時節になってまいります。議員各位並びに町当局の皆様におかれましては御自愛いただき、町政進展

のために御努力賜りますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

○町長（西村 銀三君） 12月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、追加議案を含め、私どもの提案させていただきました議案に対しまして慎重なる御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

向寒のみぎり、一層寒さも加わってまいります。議員各位におかれましては一層御自愛の上、町政のさらなる進展に向け、一層の御支援、御協力をお願い申し上げますとともに、御家族とよいお年を迎えられますことを心から念じ、お礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（中井 勝君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第86回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時15分閉会

---